１　共済組合・互助会

(1) 共済組合とは

公立学校共済組合は，昭和37年12月１日施行の地方公務員等共済組合法に基づいて設立された特殊法人で，本部が東京にあり，支部が各都道府県教育委員会にある。

共済制度は，相互救済によって，組合員とその家族の生活の安定と福祉の向上を目的とした社会保障制度で，この目的を達成するため短期給付，長期給付及び福祉の事業を行っている。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 概　　　要 | 内　　　容 |
| 短期給付 | 組合員や家族が病気やケガをしたり，災害にあったり，出産や，死亡したときに必要な給付を行う。 | 療養費，出産費，埋葬料，傷病手当金，育児休業手当金，介護休業手当金，出産手当金，休業手当金，弔慰金，災害見舞金等 |
| 長期給付 | 組合員の退職後の生活や，死亡した時に残された家族の生活を保障するために給付を行う。 | 老齢厚生年金（退職共済年金）  障害厚生年金（障害共済年金）  遺族厚生年金  （遺族共済年金，年金払い退職給付等） |
| 福　　祉 | 組合員と家族の生活の安定と，福祉の向上を図るために保健・貸付・宿泊・医療・住宅の事業を行う。 | 人間ドック・健康ポイント付与事業・健康管理セミナー事業等の保健事業，住宅・一般・教育等の資金貸付，宿泊施設や病院の経営等 |

(2) 互助会とは

一般財団法人石川県教職員互助会は，石川県における教職員及び教育関係事業に従事する者等に対する福利厚生事業を実施し，福祉の増進を図るとともに，本県における教育文化の振興発展に寄与することを目的として，昭和37年６月１日に任意団体として設立された。その後，昭和46年10月１日に「石川県職員の互助会に関する条例」が制定され，昭和47年１月１日に「財団法人石川県教職員互助会」として法人格を取得し，国の公益法人制度改革に伴い，平成25年４月１日に「一般財団法人石川県教職員互助会」に移行した。

事務局は石川県教育委員会内におき，主として次のような事業を実施している。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業名 | 概　　　　要 | 内　　　　容 |
| 厚　　生 | 生活の充実と福祉の向上を目的として行う。 | 生涯生活設計セミナー，研修旅行及び施設利用(美術館，水族館，動物園，プール，山の家等)，健康管理事業（インフルエンザ予防接種助成）等 |
| 福祉給付 | 祝事の給付を行う。 | 結婚祝品，入学卒業祝品等 |
| 短期給付 | 医療費の補助，出産・死亡等の給付を行う。 | 医療補助金，出産補助金，死亡弔慰金，災害見舞金等 |
| 長期給付 | 会員が資格を喪失したとき給付を行う。  リフレッシュ休暇取得者に給付を行う。 | 退職給付金  リフレッシュ給付金 |
| 貸　　付 | 会員が資金を必要とするとき行う。 | 生活，自動車購入，教育，結婚，子育て支援，住宅，特別住宅，通勤手当貸付 |
| 育英・  生活年金 | 会員が死亡したとき，家族の生活を保障する。 | １年契約の団体生命保険 |

共済組合と互助会では各種事業・手続き等への理解を図るため，各ホームページ上で事業等の周知を行っている。

なお，事業・手続きの改定については，通知文書，リーフレット「福利いしかわ」等での確認が必要である。

(3) 資格について

ア　共済組合

公立学校の常勤の教職員や任期付職員等に任用されたとき，その日から公立学校共済組合の組合員の資格を取得する。常勤の教職員においては退職，死亡の翌日及び他の共済組合の組合員になった日に資格を失い，任期付職員等においては任用期間終了の翌日に資格を失う。組合員には，主に一般組合員と短期組合員の２つの組合員種別がある。

　　(ｱ) 組合員種別及び社会保険制度の適用

　ａ　一般組合員　→　共済組合が実施する全ての事業が適用される。

　ｂ　短期組合員　→　短期給付，福祉事業が適用される。長期給付は適用されないため，年金機構の厚生年金に加入し，日本年金機構に保険料を納める。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  |  | 令和４年９月まで | 令和４年１０月から |
| 臨時的任用職員 | 組合員種別 | 一般組合員 | 短期組合員 |
| 長期給付  （厚生年金） | 共済組合 | 日本年金機構 |
| 短期給付  （健康保険） | 共済組合 | 共済組合 |
| 育児休業代替職員 | 組合員種別 | 一般組合員 | 一般組合員 |
| 長期給付  （厚生年金） | 共済組合 | 共済組合 |
| 短期給付  （健康保険） | 共済組合 | 共済組合 |

(ｲ) 新たに採用となった場合

　提出書類

　・組合員資格取得届

　・年金加入期間等報告書／短期組合員前歴報告書

・個人番号申告書

　・辞令の写し

　・基礎年金番号が確認できる書類の写し

　・被扶養者認定申告書及びその添付書類（被扶養者がいる場合）

(ｳ) 組合員種別の変更があったとき

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 短期組合員  ↓  一般組合員 | 本人 | 共済組合へは原則，手続き必要なし。  被扶養配偶者有りの場合は「国民年金第３号被保険者関係届」を共済組合に提出。 |
| 所属所 | 「異動報告書」を共済組合に提出。 |
| 一般組合員  ↓  短期組合員 | 本人 | 共済組合へは原則，手続き必要なし　※  被扶養配偶者有りの場合は「国民年金第３号保健者関係届」を年金機構に提出。  児童手当対象者有りの場合は，住所地の市区町村へ児童手当の請求書を提出。 |
| 所属所 | 「異動報告書」を共済組合に提出。 |

* 臨任から本採用となった場合等，組合員種別の変更に伴い職員番号が変更となる場合は，記載事項変更申告書を共済組合に提出。
* 一般組合員でなくなったときは，将来受け取る年金に備えて，共済組合で加入していた年金情報を登録する作業が共済組合にて行われる。この作業には数か月かかる場合があるが,登録が完了したら自宅に「年金待機者登録通知書」が届くので，大切に保管する。

また，年金を受給している者については改定等の手続きが必要となるので，共済組合から届く案内により手続きを行う。

　　(ｴ) 退職した場合

　　　　退職の事実が確認でき次第，共済組合から下記の書類が送付される。

　・一般組合員は「退職届書」を共済組合に提出。

（65歳以上の年金受給者は，受給要件を満たした場合に退職年金決定・改定請求書を提出）

　・短期組合員は「短期組合員退職届書」を共済組合に提出。

　・「任意継続組合員申出書」を共済組合に提出。（加入資格がある希望者）

　　(ｵ) 標準報酬月額

　　　　組合員種別が変更になった場合は，加入する年金の実施機関が変更になるため，年金につい

　　　て標準報酬の資格取得時決定が行われる。短期給付の標準報酬月額についても資格取得時決定

と同様の方法により改定される。

　また，組合員種別に変更がなくても，所属所異動により事業所が変更になる場合も，同じく

資格時決定が行われる。

イ　互助会

公立学校の教職員や任期付職員等に任用されたとき，その日から互助会の会員資格を取得する。退職，死亡した日の翌日に資格を失う。転出者は，転出した日に資格を失う。育児休業代替職員，臨時的任用職員等の資格取得，資格喪失の時期は共済組合に準ずる。

　　提出書類（採用又は職員番号が変わる場合）

・資格取得届書（互助会HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞも可）

・共済組合・互助会給付金等口座振込（設定・変更）届

（互助会HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞも可。共済組合に資格取得届を提出する場合は省略可。）

(4) 掛金と負担金

ア　共済組合

共済組合の行う事業の主な財源は，組合員から徴収する掛金と，地方公共団体等が納付する負担金からなっている。

掛金は，標準報酬月額及び標準期末手当等の額にそれぞれ掛金率を乗じて算定され，給料及び期末手当等から徴収される。また，40歳以上65歳未満の組合員は介護保険制度による保険料も介護掛金として徴収される。ただしこれらの掛金は，本人の申し出により，産前6週（多胎妊娠時は14週）から産後8週の間および育児休業期間中，免除される。給与明細書にはそれぞれ共済厚生年金，共済退職等年金，共済短期，共済介護と表示される。

　イ　互助会

互助会の行う事業は,会員の掛金で運営される。

掛金は給料の月額に掛金率を乗じた額が給料から控除され，給与明細書にはそれぞれ互助会長期，互助会短期と表示される。

(5) 被扶養者の認定

共済組合では，被保険者の収入で生計を立てている一定の範囲の扶養家族についても給付を行っている。この扶養家族を「被扶養者」と呼ぶ。

提出書類（扶養手当受給者の場合）

・被扶養者認定申告書（共済支部HPよりﾀﾞｳﾝﾛｰﾄﾞも可）

・個人番号申告書

・扶養手当申請における証拠書類の写（扶養手当非支給の被扶養者の場合上記以外の書類も必要）

・住民票（国内居住要件の確認）

被扶養者の認定条件は下表の「共済組合の被扶養者」欄のとおり。扶養手当及び扶養控除の認定条件とそれぞれ異なるので留意する。

各法上の扶養親族の区別と手続き一覧

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | 共済組合の被扶養者 | 扶　養　手　当 | 給与所得者の扶養控除 |
| 範　　　　　　囲 | 主として組合員の収入により生計を維持する  ○配偶者，子，父母，孫，祖父母，兄弟姉妹  ○同一世帯に属する三親等内の親族（血族，姻族とも）  ※普通認定（扶養手当受給者）  特別認定（上記以外）  ※75歳以上の者は後期高齢者医療制度に加入するた  め，共済組合への加入資格を失う。 | 他に生計の途がなく，主としてその職員の扶養を受けている者  ①配偶者  ②子，父母，孫，祖父母，弟妹（血族）  ③重度心身障害者  ④②のうち子，孫，弟妹については22歳以下（３月31日まで），父母，祖父母については60歳以上 | 所得者と生計を一にする  ○配偶者  ○六親等内の血族と三親等内の姻族  ※扶養手当の有無とは特にかかわりはない |
| 所　　　得　　　制　　　限 | ①扶養手当の所得制限に同じ（右の①，②）  ②障害年金を受給する程度の障害がある者又は60歳以上の人  …年収入180万円未満 | ①給与と公的年金のみの収入の場合  …年収入130万円未満  ②その他の収入（資産，事業など）  …各々の収入から必要経費を控除した後の額が130万円未満 | その年の所得の見積額が48万円以下  ①給与所得のみの場合  その年の収入が103万円　以下  ②公的年金のみの場合  年金額が158万円以下  （65歳未満の人は  108万円以下）  ③給与所得以外の所得がある場合  合計所得金額が48万円以下  ※この場合の年収入とは  １月１日～12月31日の  １年間の総収入をいう |
| この場合の年収入とは，事実が発生した日から向こう１年間を見積もる。  （例１）５月10日に退職し，退職金300万円を受け取ったが，その後の収入が月額６万円の妻  …６月から扶養手当受給，５月11日から共済組合の被扶養者に該当  （例２）４月１日から月見込　110,000円のパート勤務を始めた妻  …４月から扶養手当打切り，共済組合被扶養者取消し | |

※　所得とは収入から各種控除（給与所得控除，事業所得控除，扶養控除など）後の金額